

国民年金・厚生年員保険・船員保険障害給付裁定請求書

(障害基礎年金 障害厚生年金・障害手当金 船員保険障害年金・障害手当金)

・この手続について

在職中にかかった病気・けががもとで、体に障害が残ったとき、又は1年6か月たっても治らないとき一定の障害の状態に該当するときは、請求書を提出してください。

・宛先について

この手続は、電子申請のときには日本年金機構本部に提出してください。

ただし、紙による届出のときは管轄する年金事務所となります。

・電子申請を行う場合の留意事項

本手続を電子申請で行う場合は、以下の制限の事項がございます。制限に沿わない申請は、電子申請システムにおいて受信できない場合がございますので、ご注意ください。

電子署名について	申請書、電子添付書類には必ず電子署名を付与してください。 社会保険労務士が提出代行する場合は申請者と社会保険労務士の電子署名を付与してください。
添付書類について	電子添付書類として添付する場合は、JPEG形式及びPDF形式のみ利用可能です。 郵送する場合は、「状況確認画面」を印刷のうえ、添付書類と併せて申請先に送付してください。
申請データの容量について	申請データ（電子添付書類、電子証明書を含む）は99MBをこえるときは受信ができません。

* この申請を行うときには、紙の様式の「支払機関」欄を使用してください。

・記載要領

次のことに注意して記入ください。

- ①および②には、個人番号及び基礎年金番号が交付されていない方は記入の必要がありません。
- ①および②には、個人番号または請求者の年金手帳に記載されている基礎年金番号を半角数字で記入してください。
- ③には、該当する年号のいずれかを選択し、年月日は半角数字で記入してください。
- ④には、該当するいずれかを選択してください。
- ⑤には、請求者の住民票コードを記入してください。生年月日に関する市区町村長の証明書または戸籍抄本の添付を省略することができます。
- ⑥の氏名及びフリガナは、全角で記入してください。姓と名の間にスペースを1文字分入れてください。
- ⑦の住所およびフリガナは、全角で記入してください。フリガナは全角カタカナで正確に記入してください。郵便番号は、自宅の7桁の番号を3桁、4桁の順に半角数字で記入してください。
- ⑧には、①で記入した基礎年金番号と異なる記号番号があるときは、それぞれの制度ごとに記入してください。

⑨には、②に記入がないときに記入してください。

1には、該当するいずれかを選択してください。「ある」を選択したときは、それぞれの制度ごとに年金手帳の記号番号を記入してください。

2には、配偶者と別居のときに記入してください。郵便番号は、配偶者の住所の7桁の番号を3桁、4桁の順に半角数字で記入してください。住所およびフリガナは、全角で記入してください。フリガナは全角カタカナで正確に記入してください。性別は、該当するいずれかを選択してください。

⑩には、加給年金額の対象者である配偶者および子（18歳到達日以後の最初の3月31日までの間にある子または厚生年金保険法施行令に定める1級または2級の障害の状態にある20歳未満の子）がある人は、その対象者の氏名、生年月日を記入してください。「障害の状態」には、「ある」、「ない」の該当するいずれかを選択してください。

⑪には、配偶者（夫または妻）のいる方は配偶者の年金について記入してください。

上欄は、該当するいずれかを選択してください。「老齢・退職の年金を受けている」または「障害の年金を受けている」に該当する方は、その制度名（共済組合等のときは、支払を行う機関名）、種類、受けることとなった年月日、年金コードまたは年金証書の記号番号等を下欄に記入してください。たとえば、

厚生年金保険	障害厚生	61.3.3	1350
--------	------	--------	------

と記入します。

「請求中」に該当する方は、右欄に請求をしている年金の制度の名称と年金の種類を記入してください。

なお、「公的年金制度等」とは次の制度です。

- ア 国民年金法 イ 厚生年金保険法 ウ 船員保険法（昭和61年4月以後を除く）
- エ 国家公務員共済組合法（昭和61年4月前の長期給付に関する施行法含む）
- オ 地方公務員等共済組合法（昭和61年4月前の長期給付に関する施行法含む）
- カ 私立学校教職員共済法 キ 農林漁業団体職員共済組合法 ク 恩給法
- ケ 地方公務員の退職年金に関する条例 コ 日本製鉄八幡共済組合 サ 執行官法附則第13条
- シ 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法
- ス 戦傷病者戦没者遺族等援護法

⑫には、自分自身の年金について記入してください。

上欄は、該当するいずれかを選択してください。「受けている」に該当する方は、その制度名、年金の種類、支給を受けることとなった年月日、年金コードまたは年金証書の記号番号等を下欄に記入してください。「請求中」に該当する方は、右欄に請求をしている年金の制度の名称と年金の種類を記入してください。

⑬には、該当する制度名を選択してください。

⑭「職歴」欄にはつぎのことに注意して記入してください。

自宅および勤務先の電話番号は、市外局番、市内局番、番号の順に記入してください。

請求者が初めて年金制度に加入したときから古い順に職歴を詳しく記入してください。

国民年金の加入期間中に住所を変更したときは、住所地および住んでいた期間がわかるように記入してください。

厚生年金保険の加入期間中に事業所等の名称変更や所在地の変更、転勤などがあったときは、そのことがわかるように、それぞれのそれぞれの事業所等について名称、所在地、期間、加入していた年金制度を記入します。

(1)「事業所（船舶所有者）の名称および船員であったときは、その船舶名」には、事業所が支店、営業所あるいは出張所であるときは、その支店、営業所あるいは出張所の名称を正確に記入してください。共済組合等についても同様に記入してください。また、米軍等の施設関係に勤めたことがある方は、部隊名、施設名、職種をできる限り記入してください。

(2)「事業所(船舶所有者)の所在地または国民年金加入時の住所」には、詳しくわからない場合でも市区町村名までは記入してください。所在地は、加入していた年金制度の適用があったところの所在地を記入してください。

(3)「加入していた保険制度の種類」欄は、該当するものを選択してください。

(4)「備考」欄には、各事業所の健康保険被保険者証または共済組合員証もしくは加入者証の記号および番号がわかれば記入してください。また、組合管掌の健康保険に加入していたときは、厚生年金保険の事業所の整理記号(アルファベット)および被保険者の番号がわかれば記入してください。

船員保険に加入したことがある方で海軍徴用期間があった場合は、「備考」欄にその旨を記入してください。

最後に勤務した事業所または現在勤務している事業所について、名称および健康保険被保険者証または共済組合員証もしくは加入者証の記号および番号がわかれば記入してください。また、組合管掌の健康保険に加入していたときは、厚生年金保険の事業所の整理記号(アルファベット)および被保険者の番号がわかれば記入してください。

⑮には、退職後個人で保険料を納める第四種被保険者、船員保険任意継続被保険者となったことがあるかどうか、該当するいずれかを選択してください。「はい」に該当したときには、その具体的内容を記入してください。

⑯には、障害の原因が第三者の行為によるものかについて、該当するいずれかを選択してください。「はい」を選択したときは、その者の氏名および住所を全角で記入してください。⑰には、国民年金および厚生年金保険の障害給付を請求するときに、必要事項を記入してください。なお、(1)の「障害給付の請求事由」とは次のとおりです。

1 「障害認定日による請求」

障害給付は、病気またはケガによってはじめて医師の診療を受けた日(初診日)から1年6月目(その期間内になおったときはその日)に一定の障害の状態にあるときに受けられます。(ただし一定の資格期間が必要です。)この場合、裁定請求書に添付する診断書は、初診日から1年6月目の障害状態がわかるものがが必要です。

なお、請求する日が、1年6月目より1年以上過ぎているときには、なおったことにより請求するときを除き、初診日から1年6月目の診断書と請求時点の診断書が必要となります。(ただし、障害給付の裁定請求を行う際に、他の時点の障害の状態がわかる診断書の提出を求めることがあります。)

2 「事後重症による請求」

1に該当しなかった方でもその後病状が悪化し、一定の障害の状態になったときには、本人の請求により障害給付が受けられます。ただし請求は65歳前に行わなければいけません。この場合、裁定請求書に添付する診断書は、請求時における障害状態がわかるものがが必要です。なお、初診日が昭和60年6月30日以前にあるときには、請求は65歳前か初診日より5年以内のいずれか遅い日までに行えばいいことになっています。また支給は請求した月の翌月分から行われます。

3 「はじめて障害等級の1級または2級に該当したことによる請求」

65歳に一つの障害と他の障害とを合わせてはじめて2級以上の障害の状態になったときには障害給付が受けられます。この場合、裁定請求書に添付する診断書は、はじめて2級以上となったときのそれぞれの障害の診断書が必要です。なお、この事由による請求は今までに2級以上の障害給付を受けたことがある方、または2級以上の障害の状態になったことがある方は、行うことはできません。また支給は請求した月の翌月分から行われます。

⑱には、船員保険の障害給付(職務上または通勤災害による)を請求するときに必要事項を記入してください。

⑱には、加給年金額の対象者である配偶者および子（18歳到達日以後の最初の3月31日までの間にある子または国民年金法別表に定める1級または2級の障害の状態にある20歳未満の子）がある人は、請求者によって生計を維持していたことおよび生計を同じくしていたことの申立をしてください。その対象者の氏名、請求者との続柄を記入してください。この場合は、同居の事実が明らかにできる住民票の謄本を添付してください。

㉔には、請求者により生計を維持していた者について、必要事項を記入し、該当するいずれかを選択してください。

提出年月日には、半角数字で記入してください。

㉕は、社会保険労務士が提出代行する場合のみ記入してください。

㉖は、該当する添付書類について、郵送か電子データとして送付するかを選択してください。ない場合または該当しないものについては「なし」を選択してください。記載されている添付書類以外のものがある場合、その他の添付書類欄に具体的な名称を記入してください。

㉗には、「国民年金・共済年金・厚生年金保険年金受給選択届、国民年金・共済年金等・厚生年金保険年金受給選択届」を同時に提出する場合に選択してください。

この申請には、次の書類を添付してください。

- 1 年金手帳または被保険者証（添付することができないときは、その事由書）
- 2 生年月日についての市区町村長の証明書または戸籍抄本
- 3 雇用保険被保険者証またはその他の雇用保険被保険者番号を明らかにすることができる書類（ただし、雇用保険被保険者証の交付を受けていない方は、その事由書）
- 4 老齢給付を受ける事由が生じたときに、生計を維持していた配偶者および子があるときは、次の書類等。
なお、配偶者および子とは、いずれかに該当する方をいいます。

- ・ 配偶者（正式な届出はしていないが、事実上あなたと婚姻関係にある方を除きます。）
- ・ 18歳到達日以後の最初の3月31日までの間にある子（昭和52年4月1日以前に生まれた子については18歳未満の子）または国民年金法別表に定める1級または2級の障害の状態にある20歳未満の子

ア 配偶者および子の生年月日および請求者との身分関係を明らかにすることができる市区町村長の証明書または戸籍の抄本（住民票でこれにかえることはできません。）

イ 障害の状態にある子については、医師または歯科医師の診断書（この診断書の用紙は、年金事務所等にあります。）。また、その子の傷病が次のものなどであるときは、最近撮影したレントゲンフィルム

ア 呼吸器系結核	イ 肺化のう症	ウ けい肺（これに類似するじん肺症を含む。）
エ その他認定または審査に際し必要と認められるもの		

※前記2および前記3のアの書類に代えて戸籍の謄本でもかまいません。

- 5 公的年金制度等から年金を受けている方（⑪、⑫で受けていると答えた方）は、その年金証書、恩給証書またはこれらに順ずる書類の写し
- 6 共済組合等に参加したことがある方は、その共済組合等から交付された年金加入期間確認通知書（共済用）。ただし、船員保険の障害給付のみを請求するときには必要ありません。
- 7 障害給付を受けるべき日の状態についての医師または歯科医師の診断書（この診断書の用紙は、年金事務所等にあります。）
- 8 病歴、就労状況等申立書（この用紙は、社会保険事務局、社会保険事務所または社会保険事務局の事務所にあります。）
- 9 ⑱欄で傷病の原因が職務上と答えた方は、「職務上事故証明書」

- 10 ⑱欄で傷病の原因が通勤災害と答えた方は、「通勤災害に関する事項」の用紙（この用紙は、年金事務所等にありますが。）
- 11 ㉔の1および2で「はい」と答えたときは、年収が850万円未満であること（健保等被扶養者等）を確認できる書類。3で「はい」と答えたときは、源泉徴収票等とその収入が850万円未満（平成6年11月8日までに受給権が発生している人は600万円未満）となる見込みであることを記載した書類。

〈留意事項〉

加給金の対象となっている配偶者が公的年金制度等から老齢・退職または障害による年金を受けることとなったときは、加給金に相当する部分が停止されますので、「加給金支給停止事由該当届」を速やかに提出してください。

支払機関証明書

大変お手数をおかけいたしますが、紙の様式をお取り寄せいただき、「支払機関」欄を使用し、金融機関の証明をお受けください。なお、郵便局の窓口での受け取りを希望する方は、証明は要りません。用紙が作成できましたら、申請先に郵送してください。

生計維持証明書

電子申請を行う場合の留意事項

本手続を電子申請で行う場合は、以下の制限の事項がございます。制限に沿わない申請は、電子申請システムにおいて受信できない場合がございますので、ご注意ください。

電子署名について	証明者の電子署名を必ず付与してください。
添付書類について	電子添付書類として添付する場合は、JPEG 形式及び PDF 形式のみ利用可能です。 郵送する場合は、「状況確認画面」を印刷のうえ、添付書類と併せて申請先に送付してください。
申請データの容量について	申請データ（電子添付書類、電子証明書を含む）は 99 MB をこえるときは受信ができません。

*この証明は、「国民年金・厚生年金保険・船員保険障害給付裁定請求書」の提出の際に、民生委員、町内会長、事業主、船舶所有者、社会保険委員または家主などの第三者から受けて、あわせて提出してください。
なお、裁定請求書において生計維持の申立をするときには、提出の必要はありません。

記載要領

次のことに注意して記入ください。

- ①には、個人番号または請求者の年金手帳に記載されている基礎年金番号を 4 桁、6 桁に順に記入してください。
- ②の生年月日には、該当する年号のいずれかを選択し、年月日は半角数字で記入してください。性別は、該当するいずれかを選択してください。
住所、氏名など漢字、かなで記入するものは、全角で記入してください。
- ③の氏名及びフリガナは、姓と名の間にスペースを 1 文字分入れてください。フリガナは全角カタカナで記入してください。
- ④の郵便番号は、自宅の 7 桁の番号を 3 桁、4 桁の順に記入してください。
電話番号は、市外局番、市内局番、番号の順に記入してください。
- ⑤には、請求者によって生計を維持していた者を記入してください。
氏名には全角で記入してください。氏名には、姓と名の間にスペースを 1 文字分入れてください。
証明年月日は、半角数字で記入してください。
- ⑥には証明者の住所、職名および住所を記入を受けてください。あわせて証明者の電子署名の付与を受けてください。
- 提出年月日には、半角数字で記入してください。
- ⑦は、社会保険労務士が提出代行する場合のみ記入してください。